

自動二輪車（バイク）通勤規程

（目的）

第1条 この規程は、医療法人同友会（以下、「法人」という）の自動二輪車（以下バイクとする）による通勤に関する事項を定めたものである。

（使用承認と運転者登録）

第2条 バイクによる通勤を希望するものは、バイク通勤使用登録申請書を総務課に提出し、その承認を得た後でなければ、当該バイクを通勤に使用できない。

2. 申請内容に変更のあった場合は、速やかに総務課に届け出て、再承認を受けなければならない。
3. 承認を受けた場合であっても、当バイクを法人の許可なく業務に使用してはならない。

（運転禁止）

第3条 運転者は道路交通安全に関する法令に従って運転を行うと共に、以下の各号に定める運転をしてはならない。

- (1) 飲酒運転
- (2) 過労運転
- (3) 速度違反運転
- (4) 携帯電話を使用しながらの運転
- (5) 天災地変、その他道路事情が安全運転に困難と予想されるときの運転
- (6) その他、道路交通法令が禁止している事項に該当する運転

（求償権および懲戒）

第4条 運転者が事故を起こし、そのために法人が損害を受けたときは、法人はその損害について本人に賠償を請求し、懲戒処分をすることがある。

（使用承認および取消）

第5条 使用承認基準を欠いた場合、承認は自動的に消滅するが、この場合は遅滞なく総務課に届け出なければならない。

2. 運転禁止事項に違反して事故を起こした場合は直ちに承認を取り消す。
3. 以上その他、法人が必要と認めた場合は承認の取消をすることがある。

（報告義務）

第6条 運転者が通勤途上に事故を起こした場合は、直ちに法人に報告し指示に従わなければならない。

（責任の所在）

第7条 バイクによる通勤者が運行中に起こした事故については、法人は賠償責任を負わない。

2. この規程に違反している間に起こした事故については、法人は賠償責任を負わない。

3. バイクの駐輪中における破損、盗難等の事故については、法人はその補償を行わない。

(運転権委譲の禁止)

第8条 バイクの使用を認められた者は、承認された車両を他に運転させてはならない。

(自動車保険の加入)

第9条 バイクの使用者は、自賠責保険以外に、必ず任意保険に加入しなければならない。なお任意保険加入の基準は以下のとおりとする。

- (1) 対人保険：無制限
- (2) 対物保険：1, 000万円以上

(使用承認基準と期間)

第10条 使用承認基準は以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 交通の便宜上、バイクによる通勤が必要である者
- (2) 職務上、法人に承認された者
- (3) 上記の一項目以上の条件を満たし、かつ承認願提出前1ヶ年において、第5条の取消事項に触れない者

2. 上記に関わらず、既にあらかじめ法人が定めたバイク駐輪台数に達していた場合は承認を行わない。

3. バイク通勤の承認を受けた者には駐輪場利用許可シールを交付する。利用者は同シールをバイクの見やすい位置に張り付けること。

(通勤手当の支給)

第11条 バイク使用者に対する通勤手当に対する通勤手当の支給は、別に定める賃金規程による。

附 則

(施行日)

この規程は 2019年3月21日より実施する。